

第9節 情報公開の取り組み

1. 開示請求の受付及び処理状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）は、平成11年5月14日に公布され、平成13年4月1日から施行された。

施行から平成13年5月末までの間の取り組み状況は、下記の表のとおりである。

2. 主な開示請求

平成13年5月末までに受け付けた開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。

- 金融再生委員会の議事録及び提出資料
- 個別金融機関に関する検査結果通知書等
- 個別金融機関に関する監督事務に係る文書
- 交際費、会議費等会計関係文書

情報公開法の施行状況(6月22日(金)現在)

部 局	開示請求 の受付	開 示 決 定 等			請求 の取 下げ	期 限 延 長			検 討 中	
		開 示 決 定		不開示 決定		30日以内 (10条2項)	30日以上 (11条)	小計		
		全面 開示	一部 開示							小計
総務企画局	28	5	17	22	3			0	3	
検 査 局	284	2		2	280			0	2	
監 督 局	1,787	79	81	160	79	4	58	1,512	1,570	46
金融危機対応室	1,616	60	20	80	2	4	58	1,512	1,570	32
小 計	2,099	86	98	184	362	4	58	1,512	1,570	51
証券取引等監視委員会	7	2	2	4	1				0	2
合 計	2,106	88	100	188	363	4	58	1,512	1,570	53

(注)「期限延長」及び「検討中」の件数は、それぞれ6月22日現在で期限延長中又は検討中のものであって、開示決定等を行っていない開示請求の件数である。